

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年1月31日

【発行者名】 HSBC マネジメント (ガーンジー) リミテッド
(HSBC Management (Guernsey) Limited)

【代表者の役職氏名】 ビジネス・ヘッド代行 スティーブン・ルーセル
(Stephen Rouxel)

【本店の所在の場所】 チャネル諸島、GY1 3NF、ガーンジー、セント・ピーター・ポート、
セント・ジュリアンズ・アベニュー、アーノルド・ハウス
(Arnold House, St. Julian's Avenue, St. Peter Port, Guernsey
GY1 3NF, Channel Islands)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 中野春芽

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 中野春芽
弁護士 三宅章仁
弁護士 依田俊一

【連絡場所】 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03 (6888) 1000

【届出の対象とした募集 (売出) 外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 HSBC オルタナティブ・ストラテジー・ファンド
(HSBC Alternative Strategy Fund)

【届出の対象とした募集 (売出) 外国投資信託受益証券の金額】 各クラス受益証券の上限額は、以下のとおりとする。
HSBC スペシャル・オポチュニティ・ファンド
米ドル・クラス受益証券 5億アメリカ合衆国ドル
(562億1,000万円)

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

(注) アメリカ合衆国ドル (以下「米ドル」という。) の円貨換算は、便宜上、平成28年11月末日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客用電信売買相場の仲値 (1米ドル = 112.42円) による。

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成29年1月31日に半期報告書を提出いたしましたので、平成28年10月31日に提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報により訂正するため、また、原届出書の記載事項のうち一部の事項に訂正の必要が生じたのでこれを訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

なお、本訂正届出書の記載事項のうち外貨数字の円換算については、直近の為替レートを用いておりますので、訂正前の換算レートとは異なっております。

2 【訂正の内容】

(1) 半期報告書の提出に伴う原届出書の訂正

半期報告書を提出したことによる原届出書の訂正内容は、下記のとおりです。

原届出書の下記事項については、半期報告書の記載内容*と同一内容に更新または追加されます。

原届出書		半期報告書		訂正の方法
第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 1 ファンドの性格 (3) ファンドの仕組み 管理会社の概要	資本金の額	4 管理会社の概況	(1) 資本金の額	更新
5 運用状況	(1) 投資状況	1 ファンドの運用状況	(1) 投資状況 資産別および地域別の投資状況	更新
	(2) 投資資産		(1) 投資状況 投資資産	更新
	(3) 運用実績		(2) 運用実績	追加
	(4) 販売及び買戻しの実績	2 販売及び買戻しの実績		追加
第3 ファンドの経理状況 1 財務諸表		3 ファンドの経理状況		追加
第三部 特別情報 第1 管理会社の概況 1 管理会社の概況	(1) 資本金の額	4 管理会社の概況	(1) 資本金の額	更新
2 事業の内容及び営業の概況	(2) 事業の内容及び営業の状況		更新	
5 その他	(3) その他		追加	

* 半期報告書の記載内容は、以下のとおりです。（「5 管理会社の経理の概況」は、訂正内容に該当しないため省略します。）

[次へ](#)

1 ファンドの運用状況

HSBC オルタナティブ・ストラテジー・ファンドのサブ・ファンドであるHSBC スペシャル・オポチュニティ・ファンドの運用状況は、以下の通りである。

(1) 投資状況

資産別および地域別の投資状況

HSBC スペシャル・オポチュニティ・ファンド

(平成28年11月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (米ドル)	投資比率 (%)
投資信託	ケイマン諸島	39,500,715.67	78.20
	英領ヴァージン諸島	11,310,260.70	22.39
	小計	50,810,976.37	100.59
現金その他の資産 (負債)		- 297,054.73	- 0.59
合計 (純資産総額)		50,513,921.64 (5,679百万円)	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下同じ。

投資資産

(イ) 投資有価証券の主要銘柄

HSBC スペシャル・オポチュニティ・ファンド

(平成28年11月末日現在)

順位	銘柄	国名	種類	保有株数 (株)	取得原価 (米ドル)		時価 (米ドル)		投資 比率 (%)
					単価	金額	単価	金額	
1	D.E. Shaw Composite International Fund L.P. - Ordinary Series Restricted (SOP) Jul 16	ケイマン 諸島	投資 信託	1.00	9,457,108.00	9,457,108.00	9,844,379.64	9,844,379.64	19.49
2	Tyrus Capital Event Fund Ltd - Class A USD Voting (Non-Restricted)	ケイマン 諸島	投資 信託	27,284.84	116.38	3,175,502.25	167.57	4,572,085.69	9.05
3	East Lodge Capital Credit Opportunities Fund, Ltd - Class B USD	ケイマン 諸島	投資 信託	4,000.00	1,000.00	4,000,000.00	999.87	3,999,482.26	7.92
4	Davidson Kempner International, Ltd. - Class C Tranche 3 Series 1 Jan 2016	英領 ヴァージ ン諸島	投資 信託	22,610.49	161.82	3,658,793.89	174.66	3,949,044.62	7.82
5	Beach Point Total Return Offshore Fund II, Ltd. - Series V - 01 Nov 2007	ケイマン 諸島	投資 信託	2,521.59	1,118.56	2,820,546.96	1,536.39	3,874,142.95	7.67
6	Davidson Kempner International, Ltd. - Class C Tranche 4 - 01Jan16 (SOP)	英領 ヴァージ ン諸島	投資 信託	28,857.44	105.10	3,032,854.93	130.06	3,753,276.91	7.43
7	ENA Opportunity Offshore Fund Ltd - Class C Shares Restricted Series Jan 16	ケイマン 諸島	投資 信託	4,000.00	1,000.00	4,000,000.00	932.75	3,731,018.00	7.39
8	JHL Capital Group Fund Ltd. - Class C Restricted	ケイマン 諸島	投資 信託	4,000.00	1,000.00	4,000,000.00	875.37	3,501,487.20	6.93
9	Starboard Value and Opportunity Fund Ltd. - Class A Series 92	ケイマン 諸島	投資 信託	1,350.76	2,499.18	3,375,802.34	2,411.07	3,256,784.49	6.45
10	CQS Directional Opportunities Feeder Fund Limited - Class B USD Shares Non New Issues	ケイマン 諸島	投資 信託	559.02	1,699.55	950,081.07	5,735.36	3,206,175.77	6.35
11	Third Point Ultra Ltd. - Class C - Series 8	英領 ヴァージ ン諸島	投資 信託	322.51	4,832.03	1,558,378.00	5,012.49	1,616,577.56	3.20
12	ENA Opportunity Offshore Fund Ltd - Class C Shares Restricted Series 1 Dec 15	ケイマン 諸島	投資 信託	1,500.00	1,000.00	1,500,000.00	931.66	1,397,490.45	2.77
13	Third Point Ultra Ltd. - Class D - Series 22	英領 ヴァージ ン諸島	投資 信託	1,074.16	1,000.00	1,074,160.00	1,085.85	1,166,375.86	2.31
14	Marcato International Ltd - Class B Sub Class B1 Initial Series	ケイマン 諸島	投資 信託	612.27	1,655.96	1,013,885.35	1,751.08	1,072,126.42	2.12
15	Paulson Enhanced Ltd - Class BR Series 081401 HH - Lot 48670481	ケイマン 諸島	投資 信託	25,000.00	100.00	2,500,000.00	41.82	1,045,542.80	2.07
16	Third Point Ultra Ltd. - Class C - Series 12 NI	英領 ヴァージ ン諸島	投資 信託	555.95	1,108.28	616,144.94	1,110.33	617,281.98	1.22

17	Davidson Kempner International, Ltd. - Class C Tranche 1 Series 1 Jan 2016 NI	英領 ヴァージ ン諸島	投資 信託	358.04	498.63	178,532.01	533.28	190,935.37	0.38
18	AG Super Fund International Ltd. - SOP Class XXXX Series 1	英領 ヴァージ ン諸島	投資 信託	6.01	1,545.85	9,290.56	1,504.69	9,043.19	0.02
19	AG Super Fund International Ltd. - SOP Class XXXX Series 2	英領 ヴァージ ン諸島	投資 信託	5.14	1,544.06	7,936.47	1,502.96	7,725.21	0.02

(ロ) 投資不動産物件

平成28年11月末日現在、該当事項なし。

(ハ) その他投資資産の主要なもの

平成28年11月末日現在、該当事項なし。

(2) 運用実績

純資産の推移

平成28年11月末日前一年間における各月末の純資産の推移は、以下の通りである。

HSBC スペシャル・オポチュニティ・ファンド

	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	米ドル	百万円	クラス	米ドル	円
平成27年12月末日	54,574,948.41	6,135	米ドル	130.76	14,700
平成28年1月末日	56,868,029.48	6,393	米ドル	127.23	14,303
2月末日	56,448,257.71	6,346	米ドル	126.29	14,198
3月末日	59,792,000.66	6,722	米ドル	133.52	15,010
4月末日	56,903,578.01	6,397	米ドル	134.73	15,146
5月末日	57,154,068.30	6,425	米ドル	135.48	15,231
6月末日	56,336,337.16	6,333	米ドル	133.56	15,015
7月末日	52,339,790.92	5,884	米ドル	136.05	15,295
8月末日	52,870,275.21	5,944	米ドル	137.41	15,448
9月末日	52,960,404.23	5,954	米ドル	137.63	15,472
10月末日	50,420,352.02	5,668	米ドル	137.39	15,445
11月末日	50,513,921.46	5,679	米ドル	137.82	15,494

< 参考情報 >

純資産総額および受益証券 1 口当たり純資産価格の推移

HSBC スペシャル・オポチュニティ・ファンド(米ドル・クラス)
(2007年2月28日から2016年11月30日まで)

(注)「HSBC スペシャル・オポチュニティ・ファンド」は、2011年9月30日付でポートフォリオの再編が行われ、その後、ポートフォリオ内の非流動性資産については、別のサブ・ファンド「SOF リアライゼーション・ファンド」において運用されている。

分配の推移

HSBC スペシャル・オポチュニティ・ファンドは、分配金相当額を再投資する累積型であり、分配の推移について該当事項はない。

収益率の推移

HSBC スペシャル・オポチュニティ・ファンド

(米ドル・クラス受益証券)

期 間	平成27年11月末日現在の 一口当たり純資産価格 (米ドル)	平成28年11月末日現在の 一口当たり純資産価格 (米ドル)	収益率 (%)
平成27年12月1日～ 平成28年11月末日	132.27	137.82	4.20

(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 平成28年11月末日の受益証券一口当たり純資産価格(当該期間の分配金の合計額を加えた額)

b = 平成27年11月末日の受益証券一口当たり純資産価格(分配額の額)

以下同じ。

< 参考情報 >

年間収益率の推移

HSBC スペシャル・オポチュニティ・ファンド(米ドル・クラス)



(注1) 収益率(%)=100×(a-b)÷b

a=各暦年末の受益証券一口当たり純資産価格

ただし、2016年については、2016年11月30日の受益証券一口当たり純資産価格

b=当該各暦年の直前の暦年末の受益証券一口当たり純資産価格

ただし、2007年については、当初申込期間の申込価格(100米ドル)

(注2) 2007年については、運用開始日(2007年3月1日)から2007年12月31日までの収益率。

2016年については、2016年1月1日から2016年11月30日までの収益率。

2 販売及び買戻しの実績

平成28年11月末日前1年間における販売および買戻しの実績ならびに平成28年11月末日現在の発行済口数は、以下の通りである。

HSBC スペシャル・オポチュニティ・ファンド

(米ドル・クラス受益証券)

販売口数 (口)	買戻口数 (口)	発行済口数 (口)
33,609.60 (0.00)	80,994.61 (2,708.02)	351,675.13 18,547.75

(注) () 内の数は本邦内における販売・買戻しおよび発行済口数である。

[次へ](#)

3 ファンドの経理状況

HSBCスペシャル・オポチュニティ・ファンド

- a. ファンドの日本語の中間財務書類は、ガーンジーにおける諸法令および英国会計基準に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものである(ただし、円換算部分を除く。)。これは「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. ファンドの原文の中間財務書類は、外国監査法人等(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。)の監査を受けていない。
- c. ファンドの原文の中間財務書類は、米ドルで表示されている。日本語の中間財務書類には、主要な金額について円換算額が併記されている。日本円による金額は、便宜上、平成28年11月30日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=112.42円)で換算されている。なお、百万円未満の金額は四捨五入されている。

[次へ](#)

(1) 資産及び負債の状況

HSBC スペシャル・オポチュニティ・ファンド
 連結貸借対照表
 2016年10月31日現在
 (未監査)

	2016年10月31日現在		2016年 4月30日現在	
	千米ドル	百万円	千米ドル	百万円
資産				
流動資産				
組入投資有価証券	51,575	5,798	60,056	6,751
債権	596	67	93	10
現金および預金同等物	80	9	62	7
	<u>676</u>	<u>76</u>	<u>155</u>	<u>17</u>
資産合計	<u>52,251</u>	<u>5,874</u>	<u>60,211</u>	<u>6,769</u>
負債				
債務：一年以内に期限の到来する金額	<u>(1,831)</u>	<u>(206)</u>	<u>(3,307)</u>	<u>(372)</u>
負債合計	<u>(1,831)</u>	<u>(206)</u>	<u>(3,307)</u>	<u>(372)</u>
買戻可能参加受益証券保有者に帰属する 純資産	<u>50,420</u>	<u>5,668</u>	<u>56,904</u>	<u>6,397</u>

HSBC スペシャル・オポチュニティ・ファンド
 連結総収益計算書
 2016年10月31日に終了した6か月間
 (未監査)

	自2016年5月1日 至2016年10月31日		自2015年5月1日 至2015年10月31日	
	千米ドル	百万円	千米ドル	百万円
収益				
純キャピタルゲイン/ロス	1,404	158	(2,412)	(271)
収益	5		5	
財務費用:支払利息	(21)	(2)	(34)	(4)
運用費用	(517)	(58)	(448)	(50)
純費用	(538)	(60)	(482)	(54)
買戻可能参加受益証券保有者に帰属する 純資産の投資活動による変動	871	98	(2,889)	(325)

上記業績はすべて会計作業に起因するものである。ファンドは、その他包括利益の内訳項目を有していないため、買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産の変動は、当期包括利益合計を反映している。

買戻可能参加受益証券保有者に帰属する連結純資産変動計算書
 2016年10月31日に終了した6か月間
 (未監査)

	自2016年5月1日 至2016年10月31日		自2015年5月1日 至2015年10月31日	
	千米ドル	百万円	千米ドル	百万円
期首現在買戻可能参加受益証券保有者に帰属 する純資産	56,904	6,397	66,098	7,431
買戻可能参加受益証券発行および買戻しに よる変動:				
発行受領額/未収額	150	17	112	13
控除:買戻支払額/未払額	(7,505)	(844)	(7,435)	(836)
	(7,355)	(827)	(7,323)	(823)
買戻可能参加受益証券保有者に帰属する 純資産の投資活動による変動	871	98	(2,889)	(325)
期末現在買戻可能参加受益証券保有者に帰属 する純資産	50,420	5,668	55,886	6,283

[次へ](#)

(2) 投資有価証券明細表等

HSBCスペシャル・オポチュニティ・ファンド
投資有価証券明細表
2016年10月31日現在 (未監査)

証券銘柄	保有高	時価 千米ドル	純資産総額 比率 (%)
米ドル (2016年4月30日 : 105.54%)			
AG Super Fund International Ltd. - Class XXXX Series 1 - Special Investment	6	10	0.02
AG Super Fund International Ltd. - Class XXXX Series 2 - Special Investment	5	8	0.02
Beach Point Total Return Offshore Fund II - IS Series V 01 Nov 2007 - GSY	2,522	3,860	7.66
CQS Directional Opportunities Feeder Fund Ltd. - Class B USD Shares Non New Issues	744	4,022	7.98
D.E. Shaw Composite International Fund - April 1st Subscription	1	9,801	19.43
Davidson Kempner International (BVI) Ltd. - Class C Tranche 1 Series 1 Jan 16 - GSY	358	191	0.38
Davidson Kempner International (BVI) Ltd. - Class C Tranche 3 Series 1 Jan 16 - GSY	22,610	3,943	7.82
Davidson Kempner International (BVI) Ltd. - Class C Tranche 4 Series 1 Jan 16 - GSY	28,857	3,748	7.43
East Lodge Capital Credit Opportunities Fund - Class B	4,000	3,974	7.88
ENA Opportunity Offshore Fund Ltd. - Class C Shares Restricted Series 1 Dec 2015	1,500	1,449	2.87
ENA Opportunity Offshore Fund Ltd. - Class C Shares Restricted Series Jan 2016	4,000	3,867	7.67
JHL Capital Group Fund Ltd. Class C	4,000	3,489	6.92
Marcato International Fund Class B - Sub Class B1 Initial Series	612	956	1.90
Paulson Enhanced Ltd. - Class BR -Series 081401 HH	25,000	1,042	2.07
Starboard Value and Opportunity Fund Ltd. - Class A Series 92	1,351	3,214	6.37
Third Point Ultra Ltd. - Class C - GSY	323	1,648	3.27
Third Point Ultra Ltd. - Class C - Series 12 NI - GSY	556	629	1.25
Third Point Ultra Ltd. - Class D - Series 22 - GSY	1,074	1,189	2.36
Tyrus Capital Event Fund Ltd. Class A USD - GSY	27,285	4,535	8.99
		51,575	102.29
組入投資有価証券 (2016年4月30日 : 105.54%)		51,575	102.29
純流動負債 (デリバティブを含む)		(1,155)	(2.29)
純資産額		50,420	100.00

	2016年10月31日 現在	2016年 4月30日 現在	2015年 4月30日 現在
発行済受益証券口数			
HSBCスペシャル・オポチュニティ・ファンド - 米ドル・クラス	351,675.13	401,217.55	453,243.20
HSBCスペシャル・オポチュニティ・ファンド - ユーロ・クラス	14,978.17	19,755.34	17,156.14
一口当たり純資産価格			
HSBCスペシャル・オポチュニティ・ファンド - 米ドル・クラス	137.39米ドル	134.73米ドル	140.20米ドル
HSBCスペシャル・オポチュニティ・ファンド - ユーロ・クラス	128.21ユーロ	126.72ユーロ	132.77ユーロ
純資産総額			
	千米ドル	千米ドル	千米ドル
HSBC スペシャル・オポチュニティ・ファンド	50,420	56,904	66,098
投資戦略別配分	ポートフォリオにおける比率 (2016年10月31日現在)	ポートフォリオにおける比率 (2016年 4月30日現在)	
イベント・ドリブン	58.00%	59.60%	
マルチ・ストラテジー	26.80%	28.20%	
クレジット・ロング/ショート	15.20%	12.20%	
	100.00%	100.00%	

重要なポートフォリオの変動の概要 (2016年10月31日に終了した6か月間)

	額面保有高	取得原価 千米ドル
購入合計	-	-
		手取額 千米ドル
売却合計	14,310	9,998

*本期間中購入はなかった。

[次へ](#)

4 管理会社の概況

(1) 資本金の額

資本金の額 平成28年11月末日現在、100,000スターリング・ポンド (約1,405万円)

(注) スターリング・ポンド (以下「英ポンド」という。) の円貨換算は、便宜上、平成28年11月末日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値 (1英ポンド = 140.46円) による。

発行済株式総数 100,000株

管理会社は、100,000株の授権株主資本のみ発行することができ、全株発行済みである。

(2) 事業の内容及び営業の状況

管理会社は、ファンドおよび受益者のために、証券の売買および申込みならびにファンド資産に直接または間接的に属する権利の行使を含む管理・運用業務を行う。

管理会社は、HSBC オルタナティブ・インベストメンツ・リミテッドに投資助言サービスの提供を委託している。また、管理会社は、管理事務代行会社であるステート・ストリート・ファンド・サービシーズ (アイルランド) リミテッドにファンドの管理事務代行業務を委託している。また、管理会社は、HSBC セキュリティーズ・サービシーズ (アイルランド) リミテッドにファンドの受益証券の発行、買戻しおよび名義書換等に関する事務代行業務を委託している。受託会社は、保管受託銀行であるステート・ストリート・カストディアル・サービシーズ (アイルランド) リミテッドにファンドの資産の受託保管を委託している。

管理会社は、平成28年11月末日現在、以下の通り、4本の投資信託 (合計純資産総額2,386.3百万米ドル) の管理・運用を行っている。

ファンド名	国名	基本的性格	純資産総額 (百万米ドル) (平成28年11月末日現在)
HSBC ポートフォリオ・セレクション・ファンド (HSBC Portfolio Selection Fund)	ガーンジー	ガーンジー籍アンブレラ型 ユニット・トラスト	2,175.5
HSBC ユニ・フォリオ (HSBC Uni - Folio)	ガーンジー	ガーンジー籍アンブレラ型 ユニット・トラスト	49.8
HSBC オルタナティブ・ストラテジー・ファンド (HSBC Alternative Strategy Fund)	ガーンジー	ガーンジー籍アンブレラ型 ユニット・トラスト	50.5
HSBC UCITS アドバンテージ・ファンド (HSBC UCITS AdvantEdge Fund)	アイルランド	UCITS型投資信託	110.5

(3) その他

本書提出日前6か月以内において、訴訟事件その他管理会社ならびにファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はない。

[次へ](#)

(2) その他の訂正

(注) 下線の部分は訂正部分を示します。

第二部 ファンド情報

第 2 管理及び運営

4 資産管理等の概要

(1) 資産の評価

< 訂正前 >

純資産価格の決定

ファンドの純資産総額

(中略)

買戻請求および買付申込みに適用される受益証券一口当たり純資産価格は、投資先ファンドの運用者またはアドバイザーが提供するファンドが保有する投資先ファンドの持分の純資産価格の推定値 (「推定価格」) を基準とする。管理会社は、推定価格の決定においてその合理的判断を行使することができ、またファンド全体の利益のために誠実に行為する場合、かかる評価は現在または過去のファンドの受益者による異議申立を受けることにはならず、当該受益証券に関しては管理会社によるさらなる支払または調整は行われない。かかる価格設定方針の合理的根拠は、管理会社が投資家の要求に応じるべく受益証券の価格設定上十分な正確性を維持しつつ受益証券の毎月の取引価格を提示するというプロセスを迅速化することである。ただし、推定価格の設定の採用にもかかわらず、一口当たり純資産価格を推定価格ではなく実際の純資産価格に基づくものとさせるために、評価時点からファンドの受益証券一口当たり純資産価格が決定するまでには最大17日の遅れが生じることとなる点に投資家は注意すべきである。これは、ファンドの受益証券を買い付ける投資家にとり、投資家に割り当てられる受益証券口数の最終的確認の遅延を意味し、また買い戻す投資家にとっては、かかる買戻しによる買戻代金の計算の遅延を意味することになる。投資家に対する買戻代金の支払にあたり借入れを利用する必要がある場合、かかる買戻代金を調達するための関連する借入費用は、かかる投資家に対する買戻代金から控除するのではなく、ファンドの純資産総額の将来の計算に含まれる (また、かかる借入費用は、受益証券一口当たり純資産価格の計算に、また、受益証券を買い戻す投資家に対するその時の受益証券一口当たり純資産価格に基づくその後の支払代金の控除として、比例的に含まれる。)。これにより、投資家は、借入費用および買戻代金の調達費用について同じ扱いを受ける。)。契約証書は、受益証券一口当たり純資産価格が決定されてから 2 営業日以内に発行される。

(後略)

< 訂正後 >

純資産価格の決定

ファンドの純資産総額

(中略)

買戻請求および買付申込みに適用される受益証券一口当たり純資産価格は、投資先ファンドの運用者またはアドバイザーが提供するファンドが保有する投資先ファンドの持分の純資産価格の推定値 (「推定価格」) を基準とする。管理会社は、推定価格の決定においてその合理的判断を行使することができ、またファンド全体の利益のために誠実に行為する場合、かかる評価は現在または過去のファンドの受益者による異議申立を受けることにはならず、当該受益証券に関しては管理会社によるさらなる支払または調整は行われない。かかる価格設定方針の合理的根拠は、管理会社が投資家の要求に応じるべく受益証券の価格設定上十分な正確性を維持しつつ受益証券の毎月の取引価格を提示するというプロセスを迅速化することである。ただし、推定価格の設定の採用にもかかわらず、一口当たり純資産価格を提供するために入手可能な限り多くの最終的な純資産価格を取得するために、評価時点からファンドの受益証券一口当たり純資産価格が決定

するまでには最大17日の遅れが生じることとなる点に投資家は注意すべきである。これは、ファンドの受益証券を買い付ける投資家にとり、投資家に割り当てられる受益証券口数の最終的確認の遅延を意味し、また買い戻す投資家にとっては、かかる買戻しによる買戻代金の計算の遅延を意味することになる。投資家に対する買戻代金の支払にあたり借入れを利用する必要がある場合、かかる買戻代金を調達するための関連する借入費用は、かかる投資家に対する買戻代金から控除するのではなく、ファンドの純資産総額の将来の計算に含まれる(また、かかる借入費用は、受益証券一口当たり純資産価格の計算に、また、受益証券を買い戻す投資家に対するその時の受益証券一口当たり純資産価格に基づくその後の支払代金の控除として、比例的に含まれる。これにより、投資家は、借入費用および買戻代金の調達費用について同じ扱いを受ける。)。契約証書は、受益証券一口当たり純資産価格が決定されてから2営業日以内に発行される。

(後略)

第3 ファンドの経理状況

1 財務諸表

HSBCスペシャル・オポチュニティ・ファンド

<訂正前>

- a. ファンドの直近2会計年度の日本語の財務書類は、ガーンジーにおける法令および英国会計基準に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである(ただし、円換算部分を除く。)。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである。

(後略)

<訂正後>

- a. ファンドの直近会計年度の日本語の財務書類は、ガーンジーにおける法令および英国会計基準に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである(ただし、円換算部分を除く。)。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである。

(後略)

第三部 特別情報

第1 管理会社の概況

3 管理会社の経理状況

<訂正前>

- a. 管理会社の直近2事業年度の日本語の財務書類は、ガーンジーにおける法令および国際財務報告基準に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである。

（後略）

<訂正後>

- a. 管理会社の直近事業年度の日本語の財務書類は、ガーンジーにおける法令および国際財務報告基準に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである。

（後略）

[次へ](#)

別紙A

ファンド概要

HSBC スペシャル・オポチュニティ・ファンド

- 米ドル・クラス

<訂正前>

(中略)

7 借入制限

投資目的による借入れは認められていない。

(a) ファンドは、売買取引の決済日の不一致から生ずる資金不足をカバーするために、ファンドの純資産総額の15%を上限として期間1か月を上限とする借入れを行うことができる。

(b) ファンドは、受益者に対する買戻代金調達のために、ファンドの純資産総額の10%を上限として期間3か月を上限とする借入れを行うことができる。

(c) ファンドは、為替ヘッジ目的(関連する通貨ヘッジのためにキャッシュフローを調達することを含む。)で、ファンドの純資産総額の15%を上限として借入れを行うことができる。

ファンドの借入総額は、いかなる時点においても、ファンドの純資産総額の25%を超えてはならない。借入制限は、関連評価時点において受領した全ての申込みおよび買戻しを考慮したファンドの純資産総額を参照して計算される。借入れおよび借入費用が発生した場合には、ファンド全体の純資産総額の計算において考慮され、かかる計算に含まれることになる。

(中略)

10 投資先ファンド

純資産総額の10%を超えて投資している投資先ファンドは、以下のとおりである(平成28年8月末日現在)。

(後略)

<訂正後>

(中略)

7 借入制限

ファンドの借入総額は、いかなる時点においても、ファンドの純資産総額の25%を超えてはならない。ファンドは、以下の借入れを行うことができる。

(a) 投資先ファンドの売買取引時の決裁日不一致のため生じる現金不足をカバーするために1か月間

(b) 受益者による買戻し資金調達のために3か月間

(c) 為替ヘッジのために3か月間(関連通貨ヘッジのためにキャッシュフローを調達することを含む。)

(d) 投資先ファンドへの追加投資を行う投資目的で、ファンドの純資産総額の最大10%

借入制限は、関連評価時点における受領した全ての申込みおよび買戻しを考慮したファンドの純資産価額を参照して計算される。借入制限は、関連評価時点において受領した全ての申込みおよび買戻しを考慮したファンドの純資産総額を参照して計算される。借入れおよび借入費用が発生した場合には、ファンド全体の純資産総額の計算において考慮され、かかる計算に含まれることになる。

(中略)

10 投資先ファンド

純資産総額の10%を超えて投資している投資先ファンドは、以下のとおりである(平成28年11月末日現在)。

(後略)